

「健康で心豊かに長生きをしましょう。」

令和6年11月29日
#健康管理士 村山 章

「誰もが行為者になる可能性がある“ことを理解する」というテーマで、社会保険労務士の熊谷先生に8工場を巡回して講演をしてもらっています。この行為者とは「法律上の効果を生じさせる活動を意識的に行った人」を指します。つまり私たちの言動は常に法と関わることを理解するのが趣旨となります。主な内容が「6つの行為類型」として挙げられています。(1) 身体的な攻撃(暴行・傷害)(2) 精神的な攻撃(脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言)(3) 人間関係からの切り離し(隔離・仲間外し・無視)(4) 過大な要求(業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害)(5) 過小な要求(業務上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと)(6) 個の侵害(私的なことに過度に立ち入ること)、パワーハラスメント。

パワーハラスメントにならない指導のための“かりてきたねこ”の教えがあります。

「か」は感情的にならない、「り」は理由を話す、「て」は手短かに済ませる、「き」はキャラクター(性格や人格)に触れない、「た」は他人と比較しない、「ね」は根に持たない、「こ」は個別に伝える。どれも抑止効果が期待できそうです。

また社内で講ずるべき措置として次の項目があります。(1)事業所の方針の明確化とその周知(2)社内規定やマニュアルの作成(3)相談体制の整備、早期対応(4)定期的な研修を実施するなどの啓発活動を実施。さらに、快適な職場環境に向けて「子育ては女性がすべき」などと言わない、「バカ」「のろま」など人格否定の発言はしない、性的な言動を話題にしない、個別の言動に注目するのはよいが「人の尊重・尊厳」を意識すること、などは大前提と言えるでしょう。

現在は社労士の熊谷先生と落合氏にも相談窓口になってもらっています。先に述べた講演は、12月2日13:00平塚工場、15:30相模原工場で終了です。